情報館

お知らせします

【情報館】●特にことわりのないものは1月4日㈫から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

中小企業経営者向け金融・経営無料よろず相談会のごあんない

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による金融・経営全般にかかる相談会です。

とき 1月7日㈮、2月4日㈮／いずれも午後1時30分～4時30分

ところ 市役所2階203会議室

対象 中小企業経営者

◎当日先着順です。直接会場へお越しください。来場者が多数の場合は、相談時間を制限させていただきます。

問い合わせ 商工労政課（☎2998-9162）

下水道排水設備指定工事店の指定

次の工事店について、11月1日付けで指定しました。

【事業者名等】

▼㈱ナリウチ設備（東松山市松本町1-2-8／☎0493-22-1106／代表者・成内恵太郎）

▼㈱ホームイング埼玉（上尾市大字瓦葺790-1／☎048-721-8411／代表者・中澤元一）

▼小川住設（さいたま市南区文蔵5-23-4／☎048-861-7031／代表者・小川政孝）

▼㈲斉藤設備工業（川口市前川町2-1775／☎048-266-2352／代表者・齊藤一男）

問い合わせ 下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）

中小企業借入資金利子補給金の申請を受け付けています

市では、市の中小企業向け融資制度を利用した事業者に対し、利子補給金を交付しています。該当者には1月5日㈬に申請書類を郵送しますので、期限内に申請してください。

対象資金 総合支援資金、小口資金、設備近代化資金、事業運転資金

対象利子 平成16年1月1日～12月31日に返済した利子

提出書類 所定の申請書、証明書（金融機関の証明を添付）、請求書

◎申請書類が届かない場合は、商工労政課へお問い合わせください。

申請先・問い合わせ 2月4日㈮までに市役所2階・商工労政課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9155・FAX2998-9162／郵送による申請可）

【手当月額】

●**児童が1人の場合** ▼全部支給…41、880円▼一部支給…41、870円～9、880円

●**児童が2人の場合** 5、000円を加算

●**児童が3人以上の場合** 1人につき3、000円を加算

申請先・問い合わせ 市役所1階・こども家庭課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

市税の夜間・休日特別納税窓口を開設します

市税が夜間・休日にも納税できます。ご利用ください。

また、期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき ▼夜間…1月26日㈬～28日㈮、31日㈪／午後5時～8時▼休日…1月30日㈰／午前8時30分～午後5時

ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課（☎2998-9073・FAX2998-9409）

無料特設相談のお知らせ

■人権特設相談

法務省から委嘱された人権擁護委員およびさいたま地方法務局所沢支局職員が、不当な扱いや人権侵害について相談を受けます。

とき 1月18日㈫／午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

ところ 市役所1階・市民相談課

■行政特設相談

総務省から委嘱された行政相談委員および関東管区行政評価局行政相談官が、国などの行政機関に対する苦情や要望について相談を受けます。

とき 1月28日㈮／午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

ところ 市役所1階・市民相談課

問い合わせ ▼人権特設相談…さいたま地方法務局所沢支局（☎2992-2677・FAX2995-4040）、市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）▼行政特設相談…市民相談課（同）

愛媛県台風21号被災者義援金へのご協力ありがとうございました

10月12日～25日の期間、市役所1階・総合案内で義援金のご協力をお願いしてきました。おかげで、13、713円の浄財が寄せられ、この義援金は随時、日本赤十字社に送金させていただきました。

皆さんのご厚情に深く感謝申し上げます。なお、義援金募集は引き続き取り扱っています。

問い合わせ 福祉総務課（☎2998-9113・FAX2998-9035）

労働相談のごあんない

とき・ところ 1月12日㈬／午後1時～4時・市役所2階203会議室

内容 労使間のトラブル、日ごろ疑問に感じていること等

対象 勤労者（パート・アルバイト含む）、事業主

相談員 社会保険労務士ほか

◎就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

児童扶養手当のお知らせ

■児童扶養手当支給対象

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以降の3月31日までの児童を養育している母または養育者の方（所得制限あり）

①父母が離婚した児童

②父が死亡した児童

③父が重度の障害をもつ児童

④その他の理由で父がいない児童

■支給対象外

①児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設を除く）に入所している場合

②公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができる場合

20歳になったら国民年金に加入

20歳を迎える皆さん、今日から大人の仲間入りです。そして国民年金にも加入します。年金は老後だけでなく、万一の事故・けが等による障害のときにも受けられます。

国民年金の加入手続きは、誕生日の前月に社会保険事務所からお知らせが届きますので、内容を確認して、同封の資格取得届出書を市役所1階・国保年金課に提出してください。

学生の方は納付特例制度がありますので、同封の案内をご覧ください。

◎厚生年金や共済組合の加入者は、手続きの必要はありません。

問い合わせ 国保年金課（☎2998-9061）

新しい国民健康保険被保険者証（保険証）は届いていますか？

新しい保険証（一般被保険者証は『若草色』、退職被保険者証は『クリーム色』）は、12月に国民健康保険に加入されている世帯の皆さんに配達記録郵便で郵送しました。有効期限は、平成17年12月31日までです。まだお手元に届いていない方は、国保年金課にご連絡ください。

なお、古い保険証（一般被保険者証は『水色』、退職被保険者証は『ピンク色』）は、市役所1階・国保年金課、またはお近くの出張所へ返納してください。なお、国保年金課あてに郵送していただいても結構です。

問い合わせ 国保年金課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9131・FAX2998-9061）

下水道処理区域内の未水洗家屋の方へ ～水洗トイレで快適な生活を～

現在、所沢市は下水道普及率が約88%となっており、市街化区域は一部を除き、水洗化が可能な区域（下水道処理区域）となっています。また市街化調整区域においては、一部のみ水洗化が可能となっています。

下水道処理区域内の未水洗家屋にお住まいの方は、下水道法に基づいて下水道に接続する義務がありますので、すみやかに水洗化するようお願いします。衛生的で快適な生活が送れます。

自宅などの水洗化が可能かどうかご不明な場合は、下水道維持課にお問い合わせください。

問い合わせ 下水道維持課（☎2998-9211・FAX2998-9408）

所沢税務署からのお知らせ

■確定申告の日曜日の臨時受付

所沢税務署では、平日（月～金曜日）のほか、2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おきください。

◎駐車場が狭いため、車での来署はご遠慮ください。

■国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁のホームページ（アドレスhttp://www.nta.go.jp）「確定申告書作成コーナー」で、画面の指示に従い金額等を入力して確定申告書を作成できます。また、カラー印刷してそのまま税務署に提出できます。

問い合わせ 所沢税務署（☎2993-9111）

所沢市消防出初式を行います

とき 1月7日㈮／午前10時～正午

ところ 所沢航空記念公園（所沢航空発祥記念館南側）

内容 以下のとおり（天候等により変更する場合あり）

▶**徒列分列行進** 参加機関が行進し、その雄姿を披露します。保育園児のかわいい鼓笛隊も必見です。

▶**救助演技** 規律の取れた隊員たちに注目してください。

▶**車両分列行進** 消防車両がパレードを行います。

▶**消防活動訓練** 消防職員が日ごろの訓練の成果を披露します。総勢10台の消防団車両が一斉に放水を行います。

▶**はしご乗り** 所沢鳶（とび）職組合の皆さんが、伝統のはしご乗りを披露します。

伝統のはしご乗り

◎当日午前9時に市内全域でサイレンが鳴ります。火災と間違えないようにご注意ください。

問い合わせ 消防本部総務課（☎2924-1312・FAX2924-5186）